

仕様書

一般社団法人 関東広域観光機構（以下「当機構」という）が事務局となり、その加盟団体等が参画し連携して実施する事業の内容について以下の通り定める。

1. 事業名

令和 8 年度（2026 年度）江戸街道・広域エリア情報発信プロモーション事業
「SNS コンテンツ作成事業」
（以下「本事業」という）

2. 事業の目的

当機構のマネジメントエリア（以下「関東広域エリア」という）の中で、「3. 事業の内容」(1)で規定する本事業の実施主体が有する多種多様な観光資源を、当機構 SNS アカウントを通じて対象市場に向けて情報発信することにより、域内への訪問・周遊に結び付け観光消費拡大に資することを目的とする。

3. 事業の内容

(1) 本事業の実施主体

東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、新潟県、福島県、長野県、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）（以下「連携先都県等」という）及び当機構の 13 団体を実施主体とする。

(2) 事業予算

10,290,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

* 上記予算は、(1)の都県議会及び東日本旅客鉄道株式会社の取締役会で議決されることを前提とした金額であり、各者の負担額が減額された場合は、別途協議のうえ、契約金額を確定するものとする。

(3) 事業の概略

当機構が保有する以下の SNS アカウントを活用した関東広域エリアが有する多様な観光コンテンツに係る情報発信を主たる事業内容とする。

FB : <https://www.facebook.com/TokyoandAroundTokyo.En>

IG : <https://www.instagram.com/tokyoandaroundtokyo/>

(4) アカウント運用期間

令和 8 年度中の運用とする。準備整い次第 開始し、「事業完了報告書」の提出をもって運用終了とする。

(5) ターゲットとする市場

本事業におけるターゲット市場は、イギリス、アメリカ、オーストラリア及びシンガポール、マレーシア、フィリピン等の英語を主要言語とする国（以下「ターゲット市場」という）とする。

なお、本事業において投稿文等で使用する言語は、英語とする。

(6) アカウントテーマと投稿対象となるコンテンツ

日本政府観光局（JNTO）が定義する「サステナブルツーリズム」及び SDG s の概念をアカウントの基調としつつ、以下の条件に該当するコンテンツについて、連携先都県等と調整の上投稿すること。

https://www.into.go.jp/jpn/news/press_releases/20210622.pdf

- ① 連携先都県等への訪問のほか、観光消費拡大への貢献が期待出来るコンテンツ
- ② 連携先都県等が投稿を希望するコンテンツ
- ③ 以下(7)の条件等を満たすコンテンツ

(7) 投稿コンテンツにおいて付带的に求めること

以下の内容について、具体的な提案を行うこと。

- ① 関東広域エリアの一体性を訴求する工夫（宿泊施設、グルメ等の共通テーマによる連続投稿等）
 - ② エリア内の移動及び周遊促進に結び付く鉄道を中心とした公共交通機関を訴求する工夫
 - ③ 観光消費拡大への貢献が期待出来るコンテンツを訴求する工夫
 - ④ 投稿後の各種指標結果に基づいたデータ解析とその結果を踏まえた記事内容改善等の工夫
- (8) その他 投稿コンテンツに関する付帯情報など
- ① 各投稿において、位置情報やアクセス（JR 東日本の最寄り駅を起点とする事を基本とし、それに依れない場合は、他鉄道会社の最寄り駅等 公共交通機関の結節点を起点とすること）情報を記載すること。
 - ② FB では投稿するコンテンツに応じて、本事業の実施主体が管理・運営する観光 WEB サイト（英語）の URL を記載すること。
 - ③ 投稿対象のコンテンツは、ターゲット市場のインバウンド観光客対応がある程度整っている箇所である事が望ましい。

4. 事業における KPI・KGI 等

(1) 本事業における事業期間中の投稿回数を以下の通り設定する。

- ① 1 都 10 県 各箇所 18 回 計 198 回以上
- ② JR 東日本 10 回以上
本事業投稿回数 計 208 回以上

5. その他 企画提案において求めること

(1) 投稿コンテンツ・素材に関すること

- ① 投稿コンテンツ・素材については、アカウントの運営方針に添う内容のものを現地取材により得られたものや受託事業者のストック、UGC 等の中から選定※し、実施主体の担当者に対して提案できるようにすること。
※ ただし、AI や画像加工ソフト等を用いて生成又は加工された素材は除く
- ② 投稿タイプについて、フィード投稿の他、ストーリーズ投稿やリール投稿等を投稿素材に応じて使い分け、関東広域エリアへの訪問意欲の最大化を図るよう工夫すること。
- ③ 投稿を行うコンテンツについて、ターゲット市場の訪日関心層に対し、正しく理解・認識してもらえるように、投稿文作成及び返信・リプライ対応について外国人スタッフにより実施する等の配慮・工夫をすること。
- ④ 当機構及び連携先都県等が運営・管理する英語圏向け観光情報サイトと SNS アカウントとの間での実施可能な連携策について提案すること。
- ⑤ 以上の内容を踏まえた連携先都県等の投稿コンテンツの具体案について、それぞれ 1、2 案程度例示すること。

(2) 運営及び管理等に関すること

- ① 投稿案の提示から素材選定、コメント確認・校正等を経て投稿に至るまでのフローを提案すること。
- ② 投稿素材に関する権利及び許諾確認等を確実にを行い、これらのトラブル防止に対する対策を講じること。
- ③ 投稿コンテンツに係るファクトチェック体制を構築し、誤った情報の拡散防止に努めること。
- ④ アカウント乗っ取り、炎上・荒らし、情報漏洩等の防止対策を講じること。
- ⑤ 本事業の運営体制・スタッフ及び事業行程・スケジュールについて記載すること。

- ⑥ 本事業以外で、行政（都道府県及び基礎自治体）及び観光関連団体（DMO・観光協会等）からの SNS アカウント運用に関する受託実績があれば記載すること。
- ⑦ 事業実施期間中は、各月単位で投稿結果のデータ収集・整理等を行い、レポートを作成し報告すること。
- ⑧ 事業実施・運用に係る方針を示し、それに基づいた見積書を作成すること。

6. 事業完了報告書等の作成及び提出

- (1) 以下の内容を成果物として、速やかに提出すること。
 - ① 事業完了報告書
 - ② 事業概要 ※ ①の要約として、1 ページにまとめたもの
 - ③ 投稿で使用した写真・動画素材 ※ 二次利用可能なものを記録媒体に収納して提出すること
- (2) 提出方法は、紙又は電子データ（PDF 等）のいずれかと、それらを記録媒体に収納したものとする。
- (3) 提出先は、第 3 項(1)の本事業における実施主体の各構成員宛とする。

7. その他留意事項

- (1) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす能力及び経験を有する担当者を明確にし、実施主体との間で連絡・調整を密に行える体制を整えること。
- (2) 本事業は、実施主体と十分な協議を行いながら運営することとし、本仕様書の内容や作業内容等に疑義が生じた場合は、その都度、実施主体と協議の上、その指示に従い作業を進めることとする。また、実施主体は、事業期間中にいつでもその状況報告（報告書の作成含む）を求めることが出来ることとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、関係者間での協議の上、対応することとする。
- (4) 実施主体の確認等が必要な事項については、十分な時間を確保して進めること。
- (5) 本事業の成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から実施主体に譲渡されたものとする。また、受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないこととする。
- (6) 本事業の投稿内容において権利関係（撮影者、肖像権、掲載物件）につき疑義が発生した場合は、全て受託者の責任において対応すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正又は再印刷等の必要な措置を講じること。
- (8) 本事業で取り扱う個人情報の管理は、厳正に実施すること。
- (9) 必要に応じて緊急時の連絡体制を構築し、実施主体と情報を共有すること。

以 上